

ソフトマテリアル研究拠点 設置・運営要綱

制定 令和2年8月1日

(設置)

第1条 国立大学法人東北大学（以下「本学」という。）産学連携先端材料研究開発センター（以下「本センター」という。）に、ソフトマテリアル研究拠点（以下「本拠点」という。）を設置する。

(目的)

第2条 本拠点は、我が国が国際的シェアの大部分を占めるナノからバイオにわたるソフトマテリアル分野におけるデータ駆動型材料開発を、クライオ電子顕微鏡を中核に、現在建設中の次世代放射光施設との連携等、先端計測技術のインテグレーションによって、革新的に躍進させ、材料開発に係る期間やコストを短縮し、新規なソフトマテリアルの社会実装の加速、拡大に資する事を目的とする。

(研究分野)

第3条 本拠点に、前条の目的を達成するために次の研究分野を置く。

- 一 クライオ電顕計測技術分野
- 二 ソフトマテリアル計測分野
- 三 電子構造計測分野
- 四 ソフトバイオ計測分析分野
- 五 医療創薬分析分野

(会員)

第4条 本拠点は、第2条の目的に賛同し、第3条に記載の研究分野の少なくとも一つの分野に係る研究題目にて、本学教員との間で共同研究、委託研究、あるいは学術指導契約を締結した後に、次項第2項に基づき入会を承認された次の各号に掲げる者（以下「会員」という。）で組織する。

(会員の入退会)

第5条 本拠点に入会を希望する者は、別紙に定める入会申込書を本拠点の代表者あて提

出するものとする。

- 2 会員の入会は、第9条に規定する運営委員会の承認をもって決定するものとする。
- 3 会員は、入会申込書に記載された会員名、住所、代表者名等に変更が生じた際には、速やかにその旨を代表者あてに届け出るものとする。
- 4 会員が退会しようとするときは、その理由を付した退会届を代表者宛てに提出するものとする。
- 5 会員が第3条に記載の研究分野の少なくとも一つの分野に係る研究題目にて、本学教員との間で締結した共同研究、委託研究、あるいは学術指導契約が消失した場合は、直ちに会員資格を失うものとする。
- 6 会員が次のいずれかに該当すると認められるとき、本拠点の代表者は当該会員と協議の上、必要な場合は運営委員会の議決を経て、これを除名することができる。
 - 一 本拠点の目的を逸脱した行為があったとき
 - 二 本拠点の他の会員の利益や名誉を棄損する行為のあったとき
 - 三 本要綱を遵守せず、催告期間を定めた後においてもなお改善されないとき

(会員の権利及び義務)

第6条 会員は次の各号の権利を有する。

- 一 本拠点に参加する権利を有する。
- 2 会員は次の各号の義務を負う。
 - 一 会員は、本拠点の定める規約その他本拠点の運営に係る諸規定及び第8条に記載の運営委員会の議決を遵守し、本拠点の目的を達成するための活動に協力するものとする。

(役員)

第7条 本拠点に、次に掲げる役員を置く。

- 一 代表1名 本学に所属する教員であって、運営委員会が指名した者。
- 二 副代表若干名 代表が選任し、運営委員会の承認を得た者。
- 三 顧問若干名 代表が選任し、運営委員会の承認を得た者。
- 2 代表は、本拠点を代表し、本拠点を統括する。
- 3 副代表は、代表を補佐するとともに、代表がかけたとき又は事故のあるときは、その職務を代行する。
- 4 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。

(運営委員会)

第8条 本拠点の運営に関する重要事項を審議、決定する機関として、運営委員会を置く。

- 2 運営委員会は、代表、副代表、顧問及び代表が指名する会員から構成される。

- 3 運営委員会委員長は、代表がその任にあたる。
- 4 運営委員会の庶務は次条に規定する事務局が行うものとする。

(事務局)

第9条 事務局は、本拠点を運営するために役員を補佐し、運営委員会の庶務を担う。

- 2 事務局長は、本センターの専任副センター長がその任にあたる。
- 3 事務局は、本センター内に置き、本センター支援室に所属する職員が務めることとする。

(ワーキング・グループ)

第10条 本拠点に、第3条の一ないし五に記載の研究分野における研究開発を遂行するためのワーキング・グループを置くことができる。

- 2 ワーキング・グループの設置は、運営委員会にて審議、決定するものとする。
- 3 ワーキング・グループ長は、本拠点の代表が指名した者とする。

(会費)

第11条 本拠点の入会に必要な会費は無料とする。

但し、本拠点の入会には、第4条に記載の通り、第3条に記載の研究分野の少なくとも一つの分野に係る研究題目にて、本学教員との間で共同研究、委託研究、あるいは学術指導契約の締結が完了している必要がある。

(情報の取り扱い)

第12条 本拠点において、秘密として特定され開示を受けた情報を除き、会員間において開示されるすべての情報は、他の会員に開示することができる。

- 2 本拠点において、秘密として特定する情報を開示しようとする場合、当該開示に係る会員間において、別途秘密保持契約等の契約を締結し、当該開示情報の取り扱いを定める。

(知的財産権の取り扱い)

第13条 会員は、前条の規定により開示する情報については、自己の有する知的財産に係る権利を留保するものとし、当該情報の開示は、当該知的財産に係る権利に基づく実施又は利用の許諾若しくは移転をするものと解釈してはならない。

- 2 前条第2項の規定に基づき、秘密情報の開示を受けた当事者が、その情報に基づき発明等をなした時の取扱いは、当該秘密保持契約等での定めによるものとする。

(活動年度)

第14条 本拠点の活動年度は、4月1日に始まり翌年3月31迄とする。

(改廃等)

第 15 条 本設置・運営要綱の改廃は、運営委員会の審議を経て行う。

附則

この要綱は、令和 2 年 8 月 4 日から施行する。